

基本目標 1 地域生活支援の充実

重点課題3 権利擁護の推進

【権利擁護センターとの連携】

- 判断能力が十分でない障害者が、安心して自立した生活を送るためには、適切なサービスが選択できるとともに、財産や権利が守られなければなりません。
- 相談支援事業の利用や障害福祉サービス等の提供に際して、障害者の権利が擁護され、公平性・中立性が確保されることが重要です。

【地域福祉権利擁護事業との連携強化】

- ・ 権利擁護センター（台東区社会福祉協議会）で実施している、地域福祉権利擁護事業、福祉サービス利用援助事業、財産保全サービス、成年後見利用支援等との連携を強化します。

【福祉サービス第三者評価の充実】

- 福祉サービス第三者評価制度は、中立的な第三者機関が福祉サービス事業者の評価をすることにより、利用者のサービス選択の支援と事業者のサービスの質の向上を図るために実施しています。評価は、近況のものが望ましく直近の状況に更新されることが求められます。

【福祉サービス第三者評価の受審促進】

- ・ 区内障害者施設の受審を計画的に行うことに加え、区内の民間事業所が受審する場合の費用の一部を助成することにより、障害福祉サービス事業者の第三者評価受審を推進します。

障害福祉サービス事業者の計画的な受審促進 各年度 1ヶ所

【虐待防止に対する取り組み】

- 障害者の権利を守り、安心して生活するためには、障害者に対する、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速な対応や再発防止の方策等のシステムの整備が求められています。

【地域自立支援協議会の機能強化】

- ・ 地域の相談支援事業者やNPO等が参加する台東区地域自立支援協議会において、個別支援会議等を通じた早期発見と対応を充実するとともに、子ども家庭支援センターや地域包括支援センターなどとの連携を強化します。

【虐待防止に関する意識啓発】

- ・ 虐待防止に関する意識啓発のため、サービス提供者や家族に対する障害者虐待防止に関するセミナーを実施し、人権啓発活動を推進します。

また、地域自立支援協議会において、虐待防止マニュアルの作成等の検討を行います。

障害者週間（12月3日～12月9日）

障害者週間は、「国際障害者デー」である12月3日から「障害者の日」である12月9日までの1週間です。

障害のある方への理解を深めるとともに、障害のある方が様々な社会活動に参加する意欲を高めることを目的として、障害者基本法で定められています。

障害の特徴と必要な配慮

手足の不自由な方
少しの段差や障害物でも前に進めないことがある。車いすを使うと高いところにある物や床に落ちた物に手が届かない。

必要な配慮
困っている様子ときは声をかけ、手伝うときは何が必要か確認しましょう。

心臓・じん臓などの内臓に障害のある方
内臓の障害だけでなく、障害が原因で全身が疲れやすい傾向にあるが、外見からわかりにくい。

必要な配慮
電車等の交通機関を利用するときは、外見でわからなくても優先席を必要とする人がいることに配慮しましょう。また、優先席付近や病院などでは携帯電話の電源を切りましょう。

**聴覚障害のある方
必要な配慮**
アナウンスやサイレン等、音声による情報は周りにいる人が知らせましょう。

**視覚障害のある方
必要な配慮**
周囲の様子を知らせたり、誘導したりするときは、具体的な表現で知らせましょう。